

想定される我が国の社会的課題:バリアフリーの推進

資料4-2

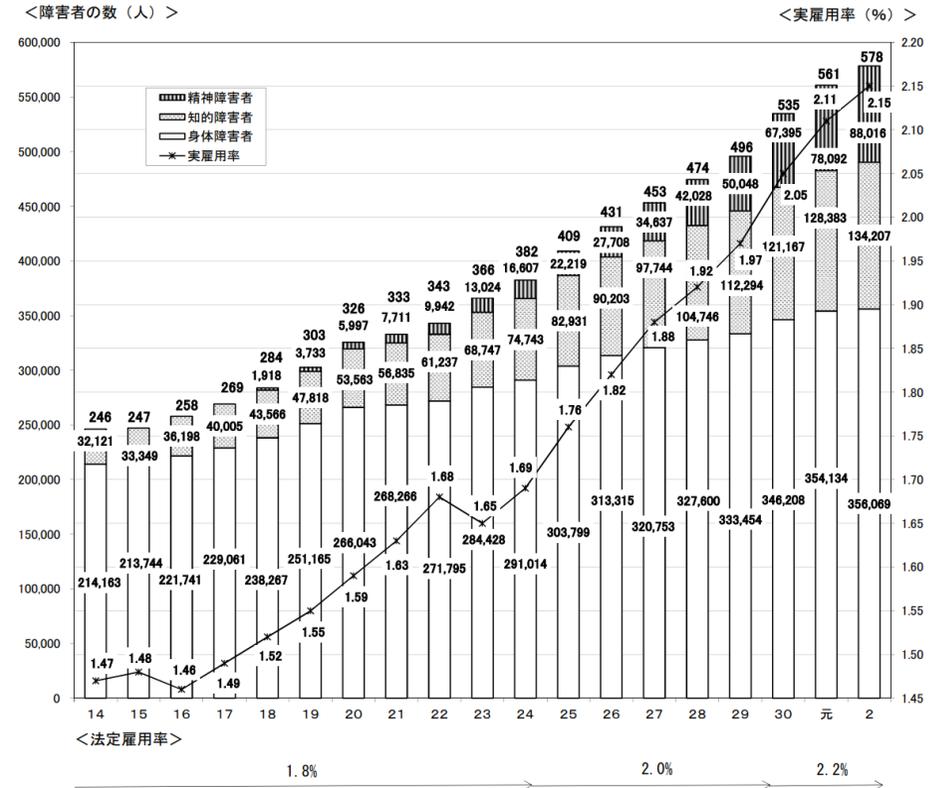
バリアフリー・ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進

※委託調査の結果による

■ 想定される我が国の社会的課題の状況

- 民間企業に対して「障害者雇用促進法」により常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、2.3%)以上の障がい者雇用を義務付けている。厚生労働省によれば、令和2年の雇用障がい者数、実雇用率ともに過去最高を更新した(右図)[1]。
- 日本人の約7.6%がLGBTに該当するという調査もある中、「男女雇用機会均等法」に基づく「セクハラ指針」では、性や性自認に関するセクハラ防止対策が事業主に義務付けられている[2]。
- 少子高齢化を背景に、多様な人材の活用は企業にとって重要な人的資本戦略となり得る。働きやすい職場環境を整備することは、人材の定着や生産性向上につながる。
- また、我が国では2020年東京オリパラ大会を契機とする共生社会の実現に向け、「バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」を改正しハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策の強化が図られている[3]。
- あらゆる人々が移動しやすく、希望するサービスを利用しやすい環境を創出することは、多様な人々を尊重しつつ社会参加を一層促すことにつながると考えられる。

(1)実雇用率と雇用されている障害者の数の推移
<障害者の数(人)>



(出所) [1] 令和3年1月15日厚生労働省「令和2年 障害者雇用状況の集計結果」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16030.html)

[2] 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)【令和2年6月1日適用】

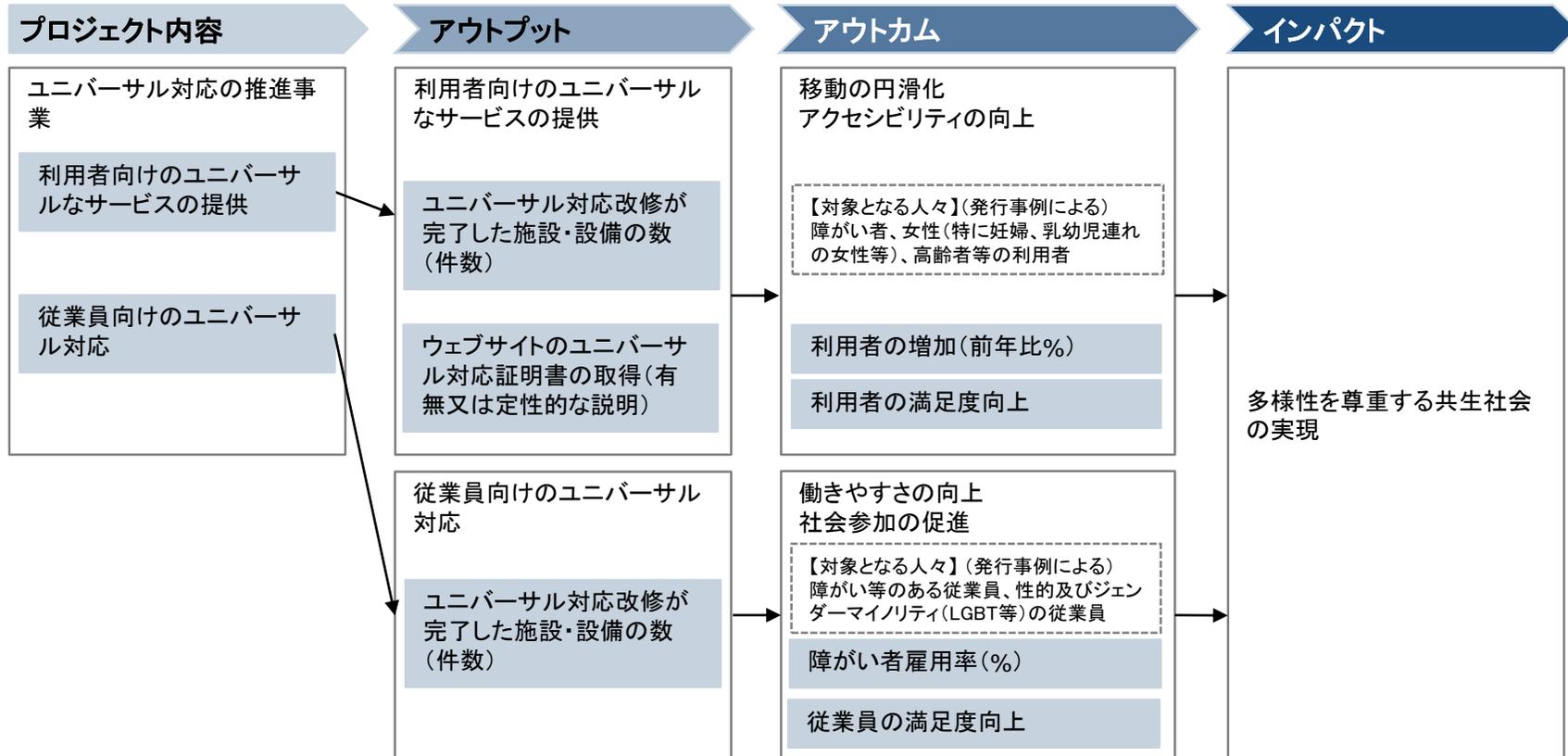
[3] 令和2年2月4日国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定(https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000226.html)

インパクトのロジック及び指標例

※委託調査の結果及び発行事例による

バリアフリー・ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進

社会的課題	バリアフリーの推進
社会的な目標	バリアフリー・ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進に係るプロジェクトは、移動の円滑化とアクセシビリティの向上をもたらし、働きやすさの改善や社会参加を促すことで、多様性を尊重する共生社会の実現に貢献する。



【想定されるネガティブインパクト例】
施設・設備の設置・改修工事が必要な場合、工事時の騒音発生や事故発生の可能性

アウトカムの算定方法(例)

- 自社内で保有するデータから算定。必要な場合は測定し収集。
- 利用者/従業員アンケート(CS/ES)による利用実態・満足度調査

ソーシャルプロジェクト例

※委託調査の結果及び発行事例による

バリアフリー・ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進

ソーシャル プロジェクト	社会的な目標 ^(注1)		バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備、ユニバーサル対応の推進に係るプロジェクトは、移動の円滑化とアクセシビリティの向上をもたらし、働きやすさの改善や社会参加を促すことで、多様性を尊重する共生社会の実現に貢献する。
	具体的なソーシャルプロジェクトの概要		<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者向けのユニバーサルなサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供施設・設備の改修：補助の必要な利用者のための受付テーブルの設置、待合・休憩スペースの改修(扉・通路幅の拡大、車いす利用者優先エリアの設定等)、多機能トイレの導入 ● ウェブサイトの改修(国際標準・ガイドラインへの適合) ■ 従業員向けのユニバーサル対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 国内事業所施設・設備の改修(車いす利用者専用駐車場の設置、多機能トイレの導入、扉・通路幅の確保等)
	ソーシャル ボンド・ガイ ドラインとの 関係 ^(注2)	事業区分(ICMA 原則)	2.必要不可欠なサービスへのアクセス／6.社会経済的向上とエンパワーメント
		事業区分の細目 ^(注3)	○ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進
ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途) ^(注3)		○ バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備 ○ ユニバーサル対応の推進	
対象となる人々 ^(注3)		● 障がい者 ● 女性(○ 特に妊婦、乳幼児連れの女性等) ● 性的及びジェンダーマイノリティ ● 高齢者	

(注1)社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果

(注2)ソーシャルボンドガイドラインの付属書1では、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例、付属書2ではソーシャルボンドの具体的な資金使途の例を示している(あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。)

(注3)●ICMAソーシャルボンド原則の例示 ○ソーシャルボンドガイドラインの追加例示